

令和 8 年度業務改善助成金のご案内

徳島県版

業務改善助成金とは？

業務改善助成金 検索



申請期間：令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 10 月 31 日まで
※持参・郵送は 10/30（金）17 時 15 分 必着

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 50 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサル
ティングなど)

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大 600 万円)

対象事業者・申請の単位

【参考】令和 8 年度徳島県最低賃金 1,103 円（R8/11/1 改正）

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が令和 8 年度徳島県最低賃金額未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



工場A



事務所B

別々に
申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、工場や事務所などの労働者がいる事業場ごとに申請してください。注意事項は下記をご覧ください。

【注意事項】事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただいた上で、事業場内最低賃金の引上げは、申請より後から徳島県最低賃金改正発効日の前日までに行っていたで、設備投資等は、交付決定後に計画どおりに事業を進め結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

助成上限額・助成率

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50 円 コース	50 円 以上	1 人	30 万円	40 万円
		2～3 人	40 万円	70 万円
		4～5 人	70 万円	70 万円
		6～7 人	90 万円	90 万円
		8 人以上	110 万円	110 万円
		10 人以上※	130 万円	130 万円
70 円 コース	70 円 以上	1 人	40 万円	50 万円
		2～3 人	50 万円	100 万円
		4～5 人	130 万円	130 万円
		6～7 人	180 万円	180 万円
		8 人以上	230 万円	230 万円
		10 人以上※	300 万円	300 万円
90 円 コース	90 円 以上	1 人	90 万円	100 万円
		2～3 人	150 万円	240 万円
		4～5 人	270 万円	270 万円
		6～7 人	360 万円	360 万円
		8 人以上	450 万円	450 万円
		10 人以上※	600 万円	600 万円

事業場内最低賃金

助成率

1,050 円未満

4 / 5

1,050 円以上

3 / 4

徳島県の場合、
雇用保険加入労働者の
事業場内最低賃金が、
～ 1,102 円
が対象となります。

特例事業者

特例事業者は、10 人以上の労働者の賃金を引き上げる場合、左表の 10 人以上※の上限額区分の適用が受けられます。

以下の要件に当てはまる場合は特例事業者となります。
なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が 1,050 円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前 6 か月間平均における利益率が前年度と比べ 3 %ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された 2 つの数値の差を表す単位です。

②に該当する事業者は、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も助成対象経費と認められる場合があります。

助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例

助成対象経費の具体例は「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の発注・導入を行った場合、助成対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 同一事業場の申請は年度内 1 回までです。
- ・ 事業完了期限は令和 9 年 1 月 31 日です。

令和 7 年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は助成対象外となりました。また、引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が 20 時間以上の雇用保険加入者が対象となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利率の申出書の記入は「最近 3 か月間のうち任意の 1 月」から「最近 6 か月間平均」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 4 階（R8.9）

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440

（受付時間 平日 9:00～17:00）

【ワットアップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター

電話番号：0120-967-951（受付時間 平日 9:00～17:00）

